

## 座間市福祉関係表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を負った後に更生した方、障害を負った方を更生させた方、福祉向上のために様々な貢献のあった方等の功績をたたえ、労をねぎらい、これを表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、自立更生表彰、援護功労表彰、福祉功労感謝とする。

(表彰の基準)

第3条 前条に規定する表彰を受けるものの基準は、次のとおりとする。

(1) 自立更生表彰は、次の全てに該当する者に対して行う。

ア 障害を克服し、自立更生し、他の模範となる者

イ 年齢は、30歳以上の者

ウ 障害の程度は、身体障害者手帳の4級以上、療育手帳のB1以上、精神障害者保健福祉手帳の2級以上

(2) 援護功労表彰は、次の全てに該当する者に対して行う。

ア 重度の障害者の家族で、その方の更生に献身し、援護の功績が顕著で他の者の模範となる者

イ 表彰を受ける者の年齢は、35歳以上

ウ 障害者の障害の程度は、身体障害者手帳の2級以上、療育手帳のA2以上、精神障害者保健福祉手帳の1級、認知症は認知症日常自立度Ⅱ以上かつ要介護3以上で3年以上、寝たきりの高齢者は要介護4以上で5年以上の横臥

(3) 福祉功労感謝は、次のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

ア 民間人で、5年以上にわたり福祉事業に貢献し、その功績が特に顕著であると認められるもの

イ 地域福祉向上のために5年以上継続的に奉仕活動を行い、又は、奉仕団体の育成指導に尽力し、その功績が特に顕著であると認められるもの

ウ 地域福祉向上のために、身体障害者手帳の2級以上、療育手帳のA2以上、精神障害者保健福祉手帳の1級、認知症日常自立度Ⅱ以上かつ要介護3以上の認知症の方及び要介護4以上の寝たきりの高齢者等を3年以上継続的に援護し、その功績が特に顕著であると認められる親族以外のもの

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品（以下「表彰状等」という。）を贈り、行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に贈る。

(表彰者の推薦)

第5条 市内の福祉団体及び福祉施設の代表者又はこれに準ずるものは、第3条各号に掲げる表彰の基準を満たすものがあると認められるときは、別に定める推薦書を市長に提出し、表彰候補者を推薦できるものとする。

(座間市福祉関係表彰審査会の設置等)

第6条 表彰に関する事項を審査するため、座間市福祉関係表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は別表に掲げる職にある者を充てる。

- 3 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、健康部長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の関係者を出席させることができる。

(表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、前条に規定する審査会の審査を経て市長が決定する。ただし、審査を経る暇がない等これにより難しい場合は、市長が決定することができる。

(表彰の調整)

第8条 この要綱の規定のほか市長から既に同じ推薦事由による表彰その他これに準ずるものを受けているものは、表彰の対象から除外するものとする。ただし、別の推薦事由があるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 この要綱に関する庶務は、福祉長寿課において処理する。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

(座間市福祉関係表彰規程)

- 2 座間市福祉関係表彰規程は廃止する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成27年7月27日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年7月4日）から施行する。ただし、施行前に従前の要綱に基づいて推薦されたものは、なお従前の例による。

別表（第6条第2項関係）

市長室長
健康部長
介護保険課長
福祉部長
福祉長寿課長
障がい福祉課長
子ども未来部長
子ども育成課長